

鳥取県告示第89号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年2月26日

鳥取県東部総合事務所長 瀧山親則

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日
特定非営利活動法人桜坂 デイサービスセンター	特定非営利活動法人桜坂 デイサービスセンター居 宅介護支援事業所	鳥取市吉成91-16	平成22年2月16日